

平成28年度事業計画

1 基本活動方針

千葉県建設技術センターは、県内の地方公共団体が施工する建設事業の円滑で効率的な執行を支援するとともに、建設技術者の技術力の向上を図り、良質な社会資本整備に寄与することを目的に平成6年4月に設立された。

以来、出捐者である県や市町村の要請に応えるため、さらには、県の行財政改革や公益法人制度改革等を踏まえ、経営基盤の安定と業務の執行体制の整備を進めるとともに、社会の変化に即した各種事業を積極的に展開し、公益法人としての責務を果たしてきた。

特に、公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）第21条の「専門的な知識又は技術を必要とする発注関係事務を適切に実施できる者」として、設計積算受託事業を含む発注関係事務については、中立かつ公正な立場で積極的に支援してきたところである。

平成28年度においても、県及び市町村等の建設事業の円滑な推進に一層寄与するため、より質の高いサービスの提供に配慮しながら、【公益目的事業】並びに公益目的事業に資する【収益事業】を、次のとおり実施する。

2 事業計画

【公益目的事業】

（1）普及啓発事業

県及び市町村等との建設技術に関する情報の共有、技術相談等、建設事業に関する新技術・新工法等の普及を図るなど技術支援を行う。

また、建設事業に関する新技術・新工法等の情報を収集し、技術情報共有サイト（CCTCnet）等のインターネット等で提供するとともに、専門図書を整備を進め、県及び市町村等の技術職員に貸出しを行う。

（2）技術者養成事業

県及び市町村等の技術職員の技術力向上を図るため、各種研修・講習会を受講者の技術レベルに応じて、基礎研修・専門研修に分類し実施する。

基礎研修においては、公共工事発注の基本となる「土木工事積算」、「施工管理」及び「土木材料の品質管理」等の研修を実施する。

専門研修としては、「道路」、「河川」、「土質調査」及び「橋梁」等の研修を実施する。

(3) CALS/EC推進事業

千葉県と締結した「CALS/EC推進に関する基本協定書」に基づき、県・市町村等に対してCAD操作・電子納品等に関する講習会の開催、講師派遣を行う。

また、公共工事の重要構造物の電子成果品は、将来の維持管理、災害対応等において、必要不可欠なデータであることから、保管・管理の確実性・安全性を高めるため、県の各発注機関等による個別保管に加え、当センターにおいて、工事等受注者から受付した副本を、新たな保管登録の運用方法に則り一元的に保管・管理する。

※ CALS/EC（公共事業支援統合情報システム）

公共事業の企画、調査・計画、設計、調達、工事及び維持管理の各業務プロセスで発生する図面・地図や書類、写真等の各情報を「電子化」し、「通信ネットワーク」を利用して、関係者間及び事業プロセス間で効率的に情報を「交換・共有・連携」できる環境を創出するシステムで、これにより公共事業の業務プロセスを改善し、生産性向上やコスト縮減等の実現を図る。

(4) 図書配付事業

「千葉県積算基準書」の電子版・書籍版を県・市町村技術職員等に配付するとともに、建設事業者の要請に応え公共土木工事の執行に不可欠な「土木工事共通仕様書・施工管理基準（千葉県監修）」を配付する。

(5) 建設材料試験事業

公共工事の品質管理に必要なコンクリート、鋼材、土質、骨材及びアスファルトの建設材料5品目49項目の各種品質試験を実施する。

このうち、アスファルト混合物については、事前審査制度に係る試験機関に指定されている。

(6) 構造計算適合性判定事業

確認申請にあたり、建築主から判定申請がなされる対象建築物（建築主が千葉県知事となる建築物を除く。）について、構造計算適合性判定を実施する。

(7) 災害復旧支援技術者派遣事業

県内市町村の管理する公共土木施設が被災した場合、県内市町村の要請に基づき、速やかに災害復旧支援技術者を現地に派遣し、災害復旧活動の技術支援を行う。

(8) 公共土木施設維持管理支援事業

橋梁やトンネル等の道路施設については、5年に1回の近接目視による定期点検が法令で義務付けられたことから、県内市町村が管理する道路施設の点検・診断業務を効率的に実施するため、各市町村と協定を締結し、複数市町村の業務をまとめて発注する「地域一括発注」による支援を行う。

また、土木技術職員が不足している県内市町村に対して、相談窓口を設置し、定期点検を含めた道路施設等の維持管理計画策定に関する相談対応や、点検時に不具合が発見された場合の対応（損傷箇所や損傷程度等を踏まえた応急処置または補修工事等）に関する助言等を行う。

さらに、点検・診断の結果及び道路管理者の措置に係る情報のデータベース化や、施設毎の劣化・損傷状況及び補修履歴等の情報管理、これらを活用した次期点検計画策定支援など、効率的・効果的な道路施設等の維持管理の取り組みを支援する。

【収益事業】

(9) 電子情報化支援事業

県が開発した土木積算システムの運用等を行うとともに、そのデータを市町村等に交付し、積算業務の省力化を支援する。

また、市町村職員に積算システムの操作指導や積算業務の質疑応答などの支援を行う。

(10) 設計積算受託事業

県及び市町村等が工事を発注するための工事設計書（材料費・労務費・機械経費など工事費を構成する費用を積み上げ、全体の工事費を計算したもの）の作成業務を受託する。

(11) 災害復旧支援受託事業

市町村の災害復旧事業における査定設計書作成等の業務を支援する。

(12) 建設工事受託事業

県及び市町村等が行う建設事業のうち工事完成までの施工管理補助業務や検査支援業務及び建設工事の調査・設計支援業務を受託する。

また、総合評価方式の導入などの発注者関係事務を支援する。